

制定 平成22年 4月 1日
改定 平成22年 7月 1日
改定 平成30年10月 1日

「東日本ゆうゆう倶楽部」会則

第1章 総則

第1条(名称)

本会は「東日本ゆうゆう倶楽部」(以下「本会」という)と称する。

第2条(事務所)

本会は東日本銀行営業支援部内に事務所を置く。

第2章 目的

第3条(目的)

東日本銀行へ公的年金振込指定を行っている取引先、または、今後公的年金の振込を東日本銀行にご予約された取引先を組織化し、各種サービスを提供することを目的とする。

第3章 会員及び会費

第4条(会員)

会員は次のとおりとする。

既に東日本銀行へ公的年金振込指定を行っている取引先、または、新たに東日本銀行で公的年金の受取手続きをした取引先を正会員とし、公的年金の振込を東日本銀行に予約した取引先を準会員とする。

第5条(入会)

本会の入会は前条の手続きをした時点で、会員資格を取得したものとする。

第6条(退会)

会員が死亡したとき及び年金振込指定を中止したときは、会員資格を喪失したものと
する。

第7条(会費)

- (1) 会員の会費は無料とする。
- (2) 本会の資産は、理事会が定める方法によって管理するものとする。
- (3) 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 サービス

第8条(サービス内容)

第3条の目的を達成するため次の事業を行う。正会員については(1)～(5)の事項、
準会員については(5)の事項についてサービスを提供するものとする。

- (1) 東日本銀行へ年金振込指定を行っている取引先に対する誕生日プレゼント
の贈呈。
- (2) 会報を兼ねた会員向け小冊子の配布。
- (3) 各種レジャー・健康サービス、旅行等のご優待割引サービス等の提供。
- (4) 「東日本ゆうゆう倶楽部傷害保険」の勧奨。
- (5) 金利を上乗せした定期預金「東日本ゆうゆう倶楽部定期」の提供。

第5章 役員

第9条(役員)

(1) 本会に次の役員をおく。

会長 1名

理事 若干名

書記局長 1名

書記 若干名

(2) 会長は、本会を代表し、会務を総理することとし、東日本銀行営業推進部長が務めるものとする。

(3) 理事・書記局長・書記は会長がこれを指名する。

第10条(役員の任期)

(1) 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 任期の途中で役員の補充が必要となったときは前条の規定により選任する。

補充役員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

第11条(役員の任務)

役員は、本会の円滑な運営に努める。

第6章 事務局

第12条(事務局)

(1) 本会には事務局をおく。

(2) 事務局は事務局長ならびに必要な職員をもって構成し、事務局長の任免は会長が行う。

第7章 補則

第13条(会則の変更)

本会の会則は会長および理事の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

第14条(解散)

本会は会長および理事の3分の2以上の同意を得て解散することができる。

第8章 付則

本会則は平成22年4月1日より施行する。

以 上